

職場の

# ハラスメント 防止セミナー

～中小事業主もパワハラ防止義務化～  
2022年4月1日から

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、いったん職場で発生すると、従業員が能力を十分に発揮できなくなるだけでなく、職場秩序の乱れや業務への支障も生じ、ややもすると貴重な人材の損失につながるとともに、企業の社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

2022年4月1日からは中小事業主にも、セクハラ等に加えパワハラにおいても職場の相談体制の整備が義務化され、ハラスメントの相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されるなど、事業主のハラスメント防止対策の強化が義務化されます。

また、本年10月からは「出生時育児休業制度」が追加され、本人や配偶者が妊娠・出産した場合に、育児休業・出生時育児休業について周知し、取得意向を確認することも義務化され、これらもセットにした一元的な体制整備が必要です。

本セミナーでは、パワハラを中心としたハラスメントの具体的な事例を中心に最新情報とともに解説し、企業として対応すべき措置について学んでいただきます。



●日時 令和4年7月29日(金) 午後1時30分～4時30分

●会場 エル・おおさか南館11階 当連合会常設会場

●講師 山本 晃子氏(元労働基準監督官、社会保険労務士・労働衛生コンサルタント)

●対象者 企業経営者、人事・労務担当者 等

●受講料 (テキスト代、消費税を含む)

会員7,000円(当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方)

一般8,000円(その他の事業場所属の方)

●申込

- ・ 当会ホームページのトップ画面上部「[インターネット予約](#)」からお申込いただき、申込後14日以内に受講料を銀行に振り込み願います。
- ・ 入金が確認できましたら受講票をFAX送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。



はじめました

【公式】LINEはじめました！  
友だちになって最新情報をGETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)  
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL: 06-6942-7401

HP: <https://www.daikiren.or.jp/>

